

## 建築士事務所の法令適合チェックリスト

平成22年度版

あなたの建築士事務所は建築士法の規定に基づき適正に運営されていますか。  
以下のチェックリストは、建築士事務所の運営に当たって必要な建築士法の規定です。

建築士法の規定に基づくチェック事項	根拠条文		※
	建築士法	国交省令	
<b>■変更の届出</b>	<b>第23条の5</b>		
○登録事項に変更があった場合、変更届をしているか。	23の5①		
・建築士事務所の名称及び所在地	〃		
・一級、二級又は木造建築士事務所の別	〃		
・申請者の氏名（法人の場合、名称及び役員）	〃		
・第24条第2項の管理建築士の氏名及びその者の建築士の別	〃		
<b>■設計等の業務に関する報告書</b>	<b>第23条の6</b>		
○事業年度ごとに下記の事項を記載した書類を報告しているか。	23の6①		
・当該事業年度における建築士事務所の業務の実績の概要	〃		
・所属建築士の氏名	〃		
・所属建築士の当該年度における業務の実績	〃		
・その他国土交通省令で定める事項	〃		
・所属建築士の一級建築士、二級建築士、木造建築士の別及び建築士の登録番号及び法第22条の2第一号から第三号に定める直近の講習会を受けた年月日並びに管理建築士である場合はその旨		20の3①	
・所属一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合はその旨、その者の構造設計一級事務所証又は設備設計一級建築士証の交付番号並びにその者が受けた法第22条の2第四号及び第五号に定める直近の講習会を受けた年月日		〃	
・管理建築士が開設者に対し述べた意見の概要		〃	
○報告書は国土交通省令で定める書式（第6号の2書式）か。		20の3②	
<b>■建築士事務所の管理</b>	<b>第24条</b>		
○管理建築士は専任か。	24①		
○管理建築士は講習を終了しているか。	24②		
○管理建築士は、開設者に対し必要な意見を述べているか。	24③		
<b>■帳簿の備付け等及び図書の保存</b>	<b>第24条の4</b>	<b>第21条</b>	
○国土交通省令で定める事項を記載した帳簿を備え付けているか。	24の4①		
記載事項	・契約の年月日		21①
	・契約の相手方の氏名又は名称		〃
	・業務の種類及びその概要		〃
	・業務の終了の年月日		〃
	・報酬の額		〃
	・業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名		〃
	・業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要並びに受託者の氏名又は名称及び住所		〃
	・管理建築士の意見が述べられたときの当該意見の概要		〃

建築士法の規定に基づくチェック事項	根拠条文		※
	建築士法	国交省令	
○帳簿は15年間保存しているか。(電子ファイル又は磁気ディスクを含む)		21③	
○国土交通省令で定める業務に関する図書を保存しているか。	24の4②		
・配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図		21④	
・基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書		〃	
・工事監理報告書		〃	
○図書は15年間保存しているか。		21⑤	
<b>■標識の掲示</b>	第24条の5	第22条	
○標識は掲示しているか。	24の5		
○公衆の見やすい場所に掲示しているか。	〃		
○標識は国土交通省令で定める書式(第7号書式)になっているか。		22	
<b>■書類の閲覧</b>	第24条の6	第22条の2	
○下記の事項を記載した書類を備え置いているか。	24の6		
・建築士事務所が行った業務の実績	〃		
・所属建築士の氏名及び業務の実績	〃		
・設計等の業務に係る損害賠償保険契約等を講じている場合は、その内容を記載した書類	〃		
・その他国土交通省令で定める事項	〃		
・建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名、事務所の区分、建築士事務所の登録番号、登録の有効期間		22の2①	
・所属建築士の氏名及び一級建築士、二級建築士、木造建築士の別及び建築士の登録番号及び第22条の2第一号から第三号に定める直近の講習会を受けた年月日並びに管理建築士である場合はその旨		〃	
・所属建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨及び交付番号並びに第22条の2第四号及び第五号に定める直近の講習会を受けた年月日		〃	
○書類は国土交通省令で定める書式(第7号の2書式)か。		22の2②	
○書類は事業年度ごとに、事業年度経過後3ヶ月以内に作成しているか。		〃	
○書類は3年間保存されているか。		22の2⑤	
○建築主の求めに応じ、閲覧できる状態になっているか。	24の6	〃	
<b>■重要事項の説明</b>	第24条の7	第22条の2	
○下記の事項を記載した書面を建築主に交付しているか。	24の7		
・設計委託契約にあっては、作成する設計図書の種類	〃		
・工事監理委託契約にあっては、工事と設計図書の照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	〃		
・設計又は監理に従事する建築士の氏名及びその資格	〃		
・報酬の額及び支払いの時期	〃		
・契約の解除に関する事項	〃		

建築士法の規定に基づくチェック事項	根拠条文		※
	建築士法	国交省令	
・国土交通省令で定める事項	//	22の2の2	
・建築士事務所の名称及び所在地	//	//	
・建築士事務所の開設者の氏名（法人の場合は開設者の名称及び代表者の氏名）		//	
・設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要		//	
・業務に従事することとなる建築士の番号		//	
・業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあっては、その氏名		//	
・設計又は監理の一部を委託する場合にあっては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地		//	
・重要事項説明時の建築主への免許証の提示	24の7②		
<b>■書面の交付</b>		第24条の8 第22条の3	
○下記の事項を記載した書面を建築主に交付しているか。	24の8		
・第24条の7第1項各号に掲げる事項			
・設計又は工事監理の種類及びその内容	//		
・設計又は工事監理の実施の期間及び方法	//		
・その他国土交通省令で定める事項	//		
・契約の年月日		22の3①	
・契約の相手方の氏名又は名称		//	
○当該書面に建築士事務所の開設者の記名押印又は署名をしているか。		22の3②	
<b>■業務執行</b>		第18条	
○法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合した設計をしているか。	18①		
○設計の委託者に対し、設計の内容について説明に努めているか。	18②		
○工事監理を行う場合、工事施工者に注意を与え、工事施工者が従わないとときは、その旨を建築主に報告しているか	18③		
<b>■業務に必要な表示行為</b>		第20条	
○設計図書に建築士の表示をし、記名及び捺印をしているか。	20①		
○構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合に、その旨の証明書を設計の委託者に交付しているか。	20②	17の14の2	
○工事監理を終了したときは、文書で建築主に報告をしているか。	20③	17の15	
○建築設備資格者の意見を聴いたときは、その意見を明示しているか。	20⑤		